

最高裁秘書第3003号

令和元年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2432号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年5月24日付け刑事局第三課長事務連絡「取調状況DVD等に関する調査について」（片面で9枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(訟ろー10)

令和元年5月24日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第三課長 福家康史

取調状況DVD等に関する調査について（事務連絡）

標記の調査については、平成28年4月28日付け当職事務連絡「取調状況DVD等に関する調査について」により報告していただいているところですが、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により取調べの録音・録画制度（刑事訴訟法（以下「法」という。）301条の2）が新設され、令和元年6月1日に施行されることに伴い、これまでの報告事項等を見直し、その内容及び方法を下記のとおり定めましたので、6月分以降の報告については、これによってください。

なお、平成28年4月28日付け当職事務連絡「取調状況DVD等に関する調査について」による報告は、令和元年5月31日限り廃止します。

おって、令和元年5月分の報告については、なお従前の例によってください。

記

1 調査対象事件

令和元年6月1日以降に終局した、地方裁判所（支部を含む。）に係属していた刑事通常第一審事件のうち、次に掲げる事件

- (1) 捜査機関による取調べの状況を録音・録画した記録媒体（以下「取調状況DVD等」という。）の取調請求（証拠の標目の記載のいかんは問わず、記録媒体が添付された検査報告書等の取調請求や職権により取り調べた場合を含む。以下同じ。）があった事件及び同事件と併合されて終局した事件

(2) 法301条の2第2項(第3項により準用する場合を含む。)の規定により、同条第1項に規定する書面の取調請求を却下した事件及び同事件と併合されて終局した事件

## 2 調査事項等

別紙様式「調査票」のエクセルファイルを利用して、別紙作成要領により以下のとおり報告する。

なお、同一の事件が、1の(1)及び(2)の双方に該当する場合は、行を分けて報告する。

### (1) 取調状況DVD等の取調請求があった事件

1の(1)を調査対象とする場合、DVD等の枚数にかかわらず供述者ごとに1行使用して報告する。同一供述者の取調状況DVD等が一度請求されて撤回された後、再度、取調請求された場合には、最後に請求された取調状況DVD等についてのみ報告する。

なお、主観的併合がされている事件において、取調状況DVD等が複数の被告人との関係で請求された場合、取調状況DVD等の請求がされた被告人ごとに報告する。

### (2) 法301条の2第2項又は第3項により同条第1項に規定する書面の取調請求を却下した事件

1の(2)を調査対象とする場合、取調請求が却下された書面の供述者ごとに1行使用して報告する。

なお、主観的併合がされている事件において、複数の被告人との関係で取調請求が却下された書面がある場合は、被告人ごとに報告する。

## 3 報告方法

(1) 管内地方裁判所(支部を含む。)において作成された調査票を高等裁判所において取りまとめた上、刑事局第三課裁判実績調査係に文書管理システムにより報告する(送付書不要)。

なお、エクセルファイルのファイル名は、「（令和●●年●●月報告分） ●  
●地裁●●支部」（報告年月、庁名・支部名）の形式とする。

(2) 該当する事件がない場合には、報告を要しない。

#### 4 報告期限

当該事件が終局した月の翌月 20 日までに報告する。

## 作 成 要 領

### 第1 共通入力項目

#### 1 「裁判所名」欄

裁判所名は、プルダウンリストから選択して（セルが青色で塗りつぶされた欄はプルダウンリストから選択する。以下同じ。）「〇〇地裁本庁」又は「〇〇地裁〇〇支部」と入力する。

#### 2 「被告事件名」欄

以下の区分にしたがって平成17年1月31日付け情政第000006号情報政策課長通達「裁判統計報告に関する事務の処理について」添付の「民事、刑事事件分類符号表」の罪名を入力する。ただし、教唆犯、帮助犯及び未遂犯については、罪名に「教唆」、「帮助」、「未遂」とそれぞれ明記する。

##### (1) 有罪の場合

処断罪名のみを入力し、その他の併合事件の罪名は入力しない。

##### (2) 有罪以外の場合

罪名で法定刑の最も重いものを、法定刑が同一のときは、「民事、刑事事件分類符号表」の先順位にあるものを入力する。

※ この他に疑義がある場合は、裁判統計報告書（事件票）作成要領の「罪名」欄を参照する。

#### 3 「事件番号」欄

(1) 当該被告人に係る事件番号を「年」、「符号」、「番号」に分けて入力する。

(2) 当該被告人に対する2以上の事件が併合されて終局となった場合には、「被告事件名」欄に入力した罪名に係る事件の事件番号（当該被告人に係る裁判事件票に入力する事件番号と同一の事件番号）を入力する。

#### 4 「被告人氏名」欄

(1) 入力の際、被告人氏名の氏と名の間に全角で1字分空けて入力する。

(2) 氏名に外字が含まれ外字に対応する常用漢字がある場合、その常用漢字を入力して差し支えない。

5 「終局年月日」欄

例えば「R1.6.1」などと半角で入力する。

6 「裁判員裁判対象事件」欄

調査対象事件に裁判員裁判対象事件が含まれているか否かにより、該当する番号を選択する。

なお、裁判員裁判対象事件とは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件（除外決定された事件を除く。）のことをいう。

第2 取調状況DVD等の取調請求（事務連絡記1の(1)）

1 「取調状況DVD等の供述者」欄

(1) 「供述者番号」欄には、同一の被告人に対して複数の取調状況DVD等が取調請求された場合、取調状況DVD等の各供述者について、1から順に番号を選択する。請求された取調状況DVD等の供述者が一人の場合にも「1」を選択する。

(2) 「供述者番号」欄の右欄には、「被告人氏名」欄に入力した被告人との関係で該当する番号を選択する。「1」から「3」の場合は番号のみを選択し、「4」を選択した場合は選択した番号の右欄に供述者の属性についても入力する（目撃者など）。

なお、共犯者とは起訴状において共犯とされている者をいう。

2 「取調状況DVD等の請求者」欄

同一の取調状況DVD等について検察官及び弁護側双方から取調請求があった場合、その請求する部分が一致していなくても「3」を選択する。

3 「法301条の2第1項又は第3項による請求」欄

取調状況DVD等の請求が、法301条の2第1項又は第3項による請求で

あったか否かにより、該当する番号を入力する。

4 「取調状況DVD等の請求の立証趣旨」欄（複数選択可）

- (1) 立証趣旨が捜査段階の供述の任意性、捜査段階の供述の信用性及び実質証拠（犯罪事実や情状を立証するための証拠）の場合には、該当するものについて「1」を選択する。
- (2) 立証趣旨が(1)記載の場合以外、例えば取調時の精神状態、捜査段階の供述の特信性、公判供述の信用性（弾劾）などの場合は、「その他」欄について「1」を選択した上、その右欄にその内容を簡潔に記載する。
- (3) 立証趣旨の追加、変更、一部撤回の申立てがあった場合には、追加、変更、一部撤回後の立証趣旨として該当するものについて「1」を選択する。複数回立証趣旨の追加等の申立てがあった場合は、採否又は撤回時の立証趣旨とする。
- (4) 青色で塗りつぶされた欄に該当する事項がない場合には、全て「0」を選択する。

5 「取調状況DVD等の採否」欄

一部採用の場合、不採用部分が撤回であったか、却下であったかは問わず、「1」を入力する。

6 「採用（一部採用）の場合の立証趣旨」欄（複数選択可）

- (1) 立証趣旨が捜査段階の供述の任意性、捜査段階の供述の信用性及び実質証拠の場合には、該当するものについて「1」を選択する。
- (2) 立証趣旨が(1)記載の場合以外、例えば取調時の精神状態、捜査段階の供述の特信性、公判供述の信用性（弾劾）などの場合は、「その他」欄について「1」を選択した上、その右欄にその内容を簡潔に記載する。
- (3) 青色で塗りつぶされた欄に該当する事項がない場合には、全て「0」を選択する。

なお、「取調状況DVD等の採否」欄で「2」及び「3」を選択した場合、

青色で塗りつぶされた欄に全て「0」を選択する。

7 「取調状況D V D等の時間（分）」欄

- (1) 立証趣旨の如何を問わず、証拠採用された取調状況D V D等の録音録画時間（分単位）を記載する。
- (2) 同一供述者の取調状況D V D等が2枚以上ある場合は、録音録画時間を合算する。
- (3) 時間は、四捨五入して、およそ10分単位の把握で差し支えない。

第3 書面の取調請求の却下（事務連絡記1の(2)）

1 「法301条の2第2項又は第3項による書面の取調請求の却下」欄

法301条の2第2項又は第3項の規定により書面の取調請求が却下された場合には、「1」を入力する。

2 「取調請求が却下された書面の供述者」欄

- (1) 「供述者番号」欄には、同一の被告人に対して、取調請求が却下された書面の供述者が複数いる場合、取調請求が却下された書面の供述者について、1から順に番号を選択する。取調請求が却下された書面の供述者が一人の場合にも「1」を選択する。
- (2) 「供述者番号」欄の右欄には、「被告人氏名」欄に入力した被告人との関係で該当する番号を選択する。「1」の場合は番号のみを選択し、「2」を選択した場合は選択した番号の右欄に供述者の属性についても入力する（取調官など）。

## 調查票

(府名) 地方裁判所 支部

行が足りなくなった場合には、行のコピー・貼り付けをして下方向に行を追加してください。

(最刑三)

## 調査票

令和 年 月 終局分

(府名) 地方裁判所 支部

裁判所名	被告事件名	事件番号			被告人氏名	終局年月日	裁判員裁判 対象事件	取調状況DVD等の取調請求												書面の取調請求の却下			
		年	符号	番号				取調状況DVD等の供述者			取調状況DVD等の請求者	法301条の2 第1項又は第3 項による請求	取調状況DVD等の請求の立証趣旨				取調状況DVD等の採否	採用(一部採用)の場合の立証趣旨				取調状況 DVD等の時間 (分)	法301条の2第2項 又は第3項による書 面の取調請求の却下
〇〇地裁本庁 又は 〇〇地裁〇〇支部	〇〇〇〇	HOO 又は HOO	わ	〇〇〇〇〇〇	ROO,OO OO	1 然 2 否	供述者番号	1 被告人 2 共犯者 3 被害者 4 その他	1 捜察官 2 弁護側 3 双方請求 4 離 僕	1 然 2 否	供捜査段階の性 用捜査段階の供述の信	実質証拠	その他の性	1 採用(一部採用を含む) 2 全部却下 3 採否前の全部撤回	供捜査段階の性 用捜査段階の供述の信	実質証拠	その他の性	1 有	供述者番号	1 被告人 2 その他			
例1	●●地裁本庁 傷害致死	R元	わ	100 山田 太郎	R1.12.2	1	1	1		1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	30		
例2	●●地裁▲▲支部 強盗致傷	H30	わ	200 佐藤 次郎	R1.12.3	1	1	1		1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0		
例3	●●地裁▲▲支部 強盗致傷	H30	わ	200 佐藤 次郎	R1.12.3	1	2	2		1	2	0	1	0	1 取調時の精神状態	1	0	1	0	1 取調時の精神状態	60		
	●●地裁▲▲支部 強盗致傷	H30	わ	200 佐藤 次郎	R1.12.3	1	3	4	目撃者	3	2	0	1	1	0	1	0	1	1	0	10		
	●●地裁本庁 設入未遂	R元	わ	300 ワンハンドレッド	R1.12.4	1														1	1	1	

行が足りなくなった場合には、行のコピー・貼り付けをして下方向に行を追加してください。

(最刑三)

